



自転車通勤の促進に関する説明会 ～自転車通勤導入に関する説明について～

令和4年3月2日



茅ヶ崎市 都市部 都市政策課



ご説明内容について



- ①背景・目的
- ②自転車通勤制度導入のメリットについて
- ③通勤における自転車利用の動向について
- ④自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

ご説明内容について



①背景・目的

②自転車通勤制度導入のメリットについて

③通勤における自転車利用の動向について

④自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

背景・目的

自転車

環境負荷の低減

災害時における交通機能の維持

国民の健康維持増進

交通の安全確保

渋滞緩和

交通費削減

自転車活用推進法

自転車活用推進計画

自転車通勤導入に関する手引き

自転車通勤導入に関する手引き



令和元年5月
自転車活用推進官民連携協議会

ご説明内容について



①背景・目的

②自転車通勤制度導入のメリットについて

③通勤における自転車利用の動向について

④自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

自転車通勤制度導入のメリットについて

手引きP2

事業者

- ・ 経費の削減
- ・ 生産性の向上
- ・ イメージアップ
- ・ 雇用の拡大

従業員

- ・ 通勤時間の短縮
- ・ 身体面の健康増進
- ・ 精神面の健康増進

自転車通勤

事業者と従業員の双方にメリットがある！

自転車通勤制度導入のメリットについて

事業者のメリット

- ・経費の削減

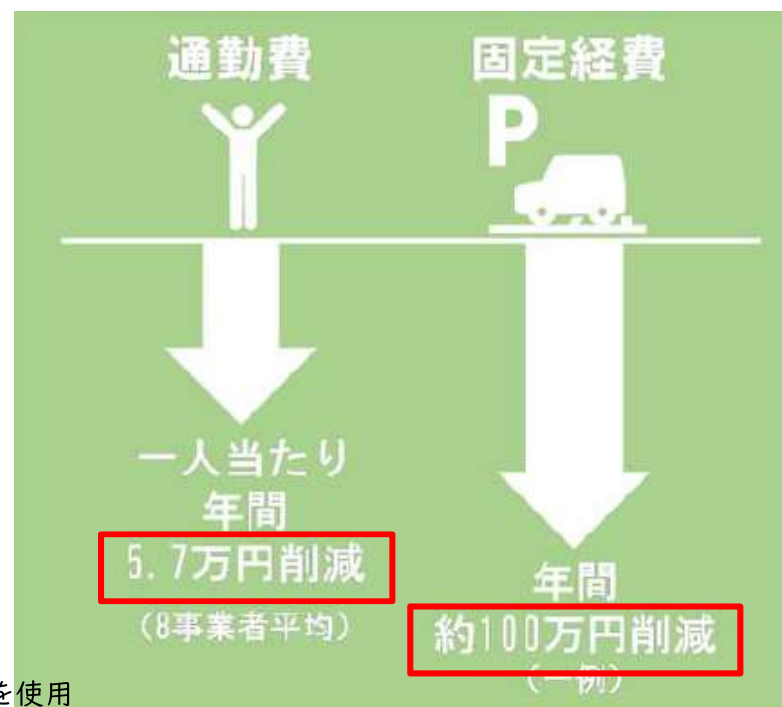
通勤手当や固定経費などの削減につながります

自転車通勤奨励による従業員1人あたりの通勤費削減額は年間5.7万円

固定経費が年間約100万円削減された事例も

※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会)
P2 図1引用

※通勤費削減額:通勤費削減効果があったと回答した8事業者の平均値を使用
【自転車通勤を推奨する事業者アンケート調査より】

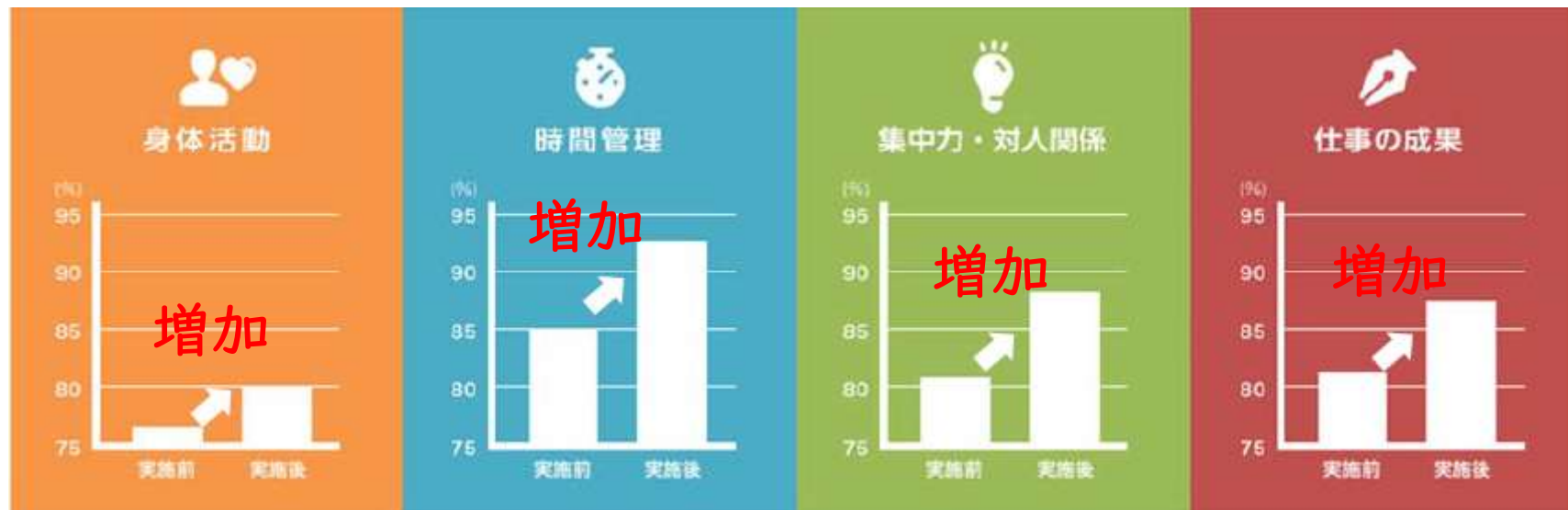


自転車通勤制度導入のメリットについて

事業者のメリット

・生産性の向上

時間管理や集中力、対人関係、仕事の成果など、生産性の向上が期待されます。



※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会) P3 図2引用 【出典:株式会社シマノ、株式会社フジクラ】

※1: SOMPO リスクマネジメント株式会社による労働生産性測定プログラムのこと

※2: 業務に必要な動作や作業に対して、健康上の問題が影響を与えている度合い

※3: 勤務時間や始業時刻などの時間管理に対して、健康上の問題が影響を与えている度合い

※4: 集中力とは仕事への集中力に対して、健康上の問題が影響を与えている度合い

対人関係とはコミュニケーションに対して、健康上の問題が影響を与えている度合い

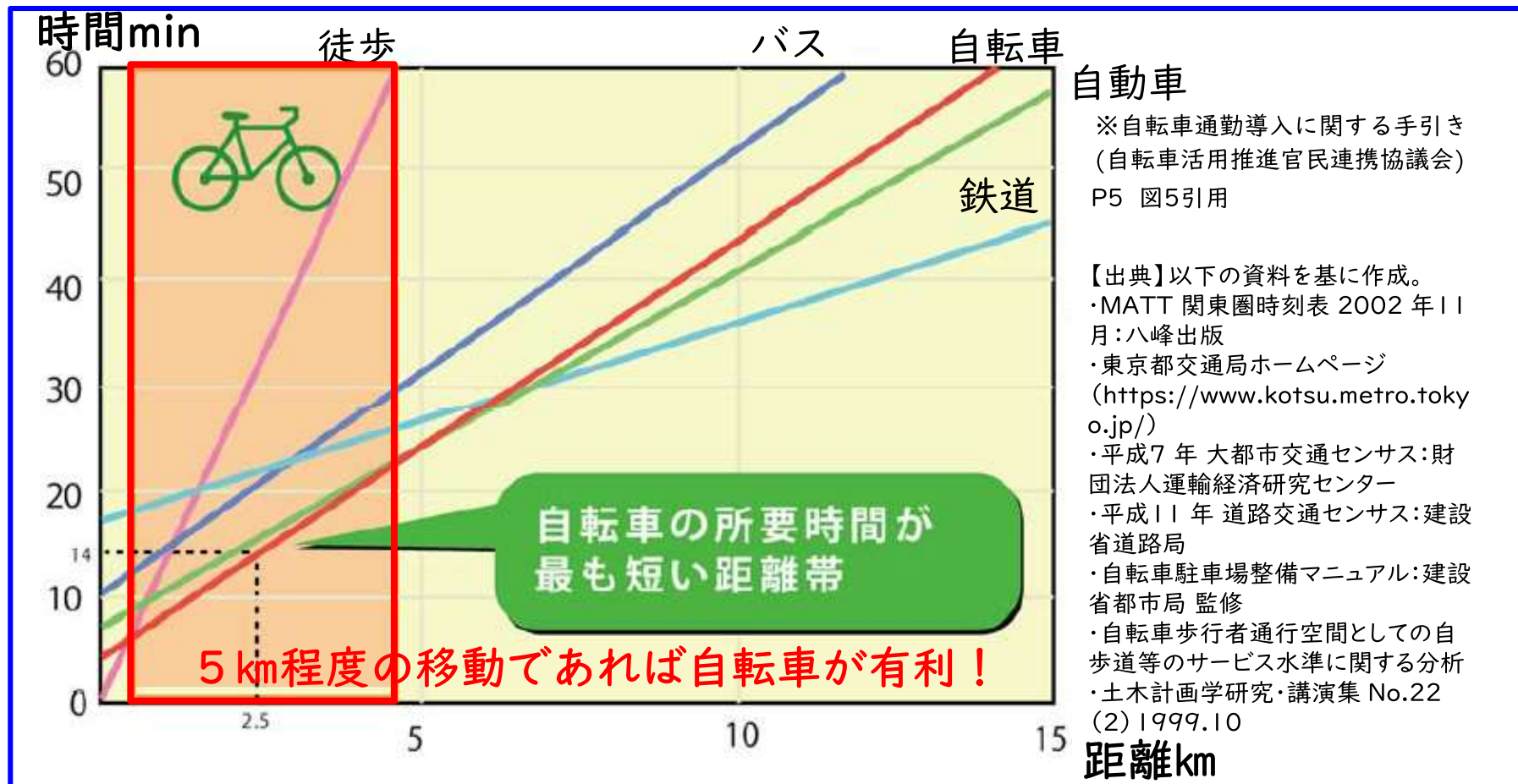
※5: 予定や期待通りに仕事の結果を出すことにに対して、健康上の問題が影響を与えている度合い

自転車通勤制度導入のメリットについて

従業員のメリット

・通勤時間の短縮

自転車は近・中距離での通勤時間の短縮に効果的です



ご説明内容について



①背景・目的

②自転車通勤制度導入のメリットについて

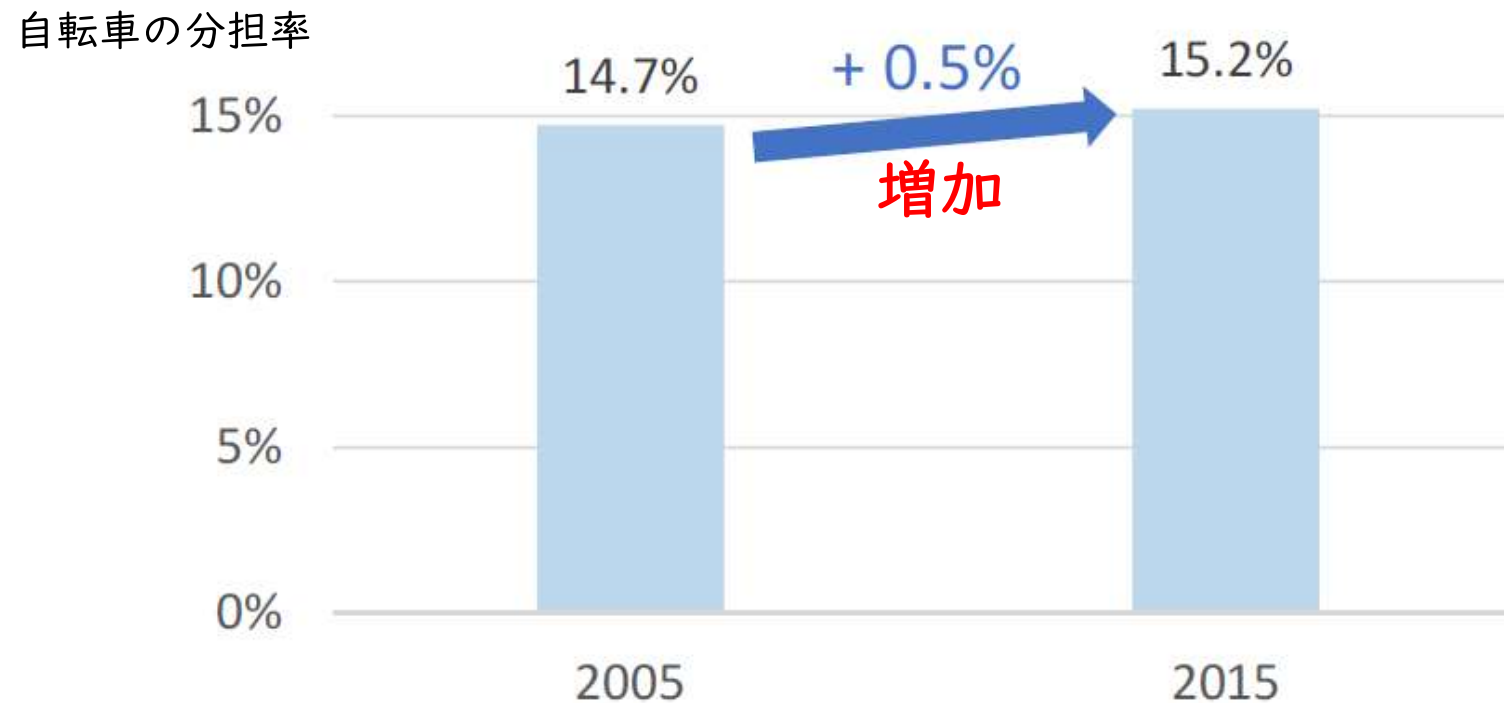
③通勤における自転車利用の動向について

④自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

通勤における自転車利用の動向について

手引きP8

- ・ 自転車通勤へのニーズの状況
通勤目的における自転車のシェアは増加傾向

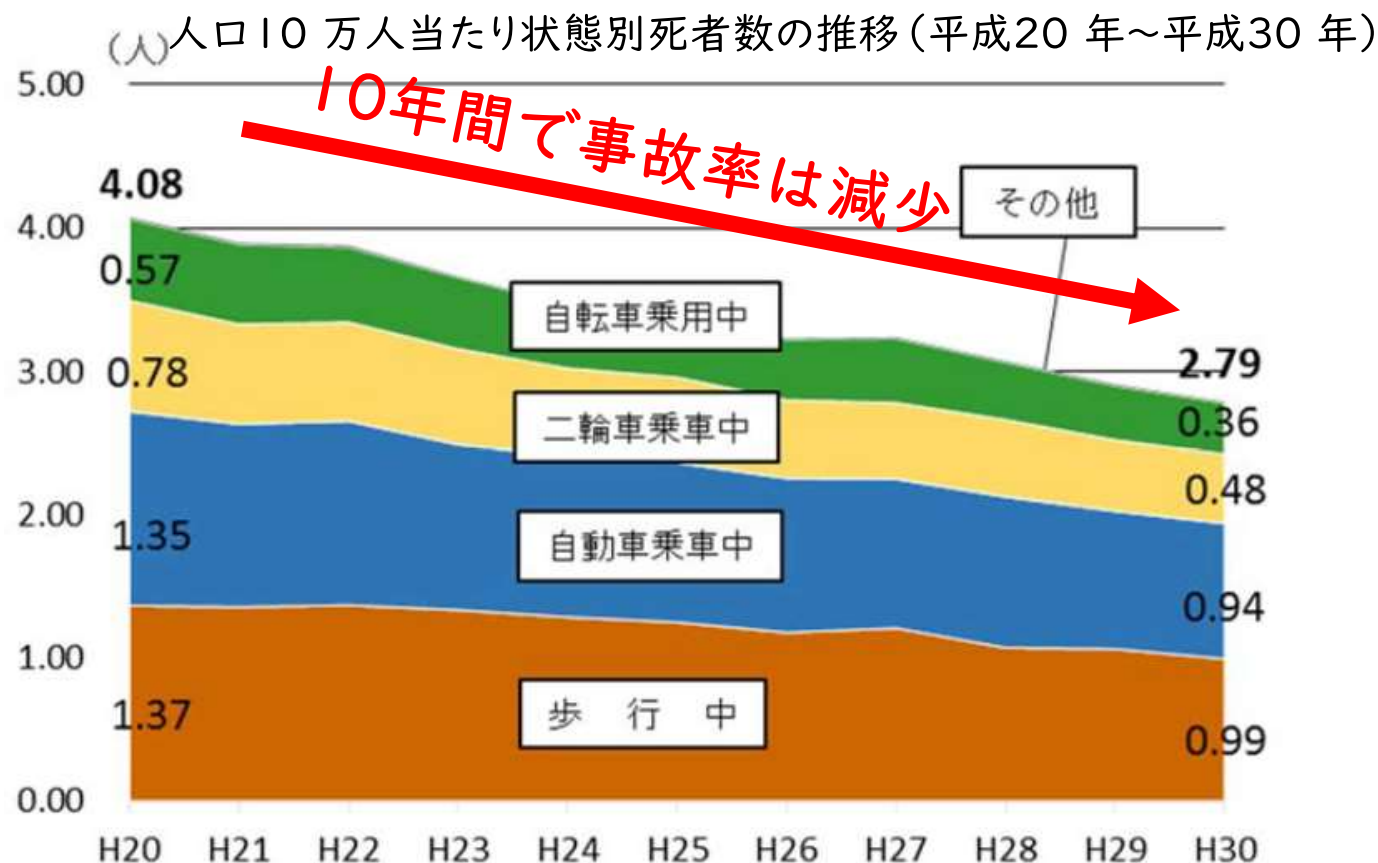


※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会) P8 図9引用
【出典:全国都市交通特性調査(国土交通省)】

通勤における自転車利用の動向について

手引きP10

- ・ 自転車による事故の発生状況
事故死者数はクルマの約3分の1です



※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会) P10 図12引用
【出典:警察庁】

ご説明内容について



- ①背景・目的
- ②自転車通勤制度導入のメリットについて
- ③通勤における自転車利用の動向について
- ④自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討にあたって留意するポイント

- (1) 日によって通勤経路や交通手段が異なることを認める制度設計
- (2) (1)による事故時の責任や労災認定の明確化と生じるリスクへの対応
- (3) (1)を考慮した自転車通勤手当の設定
- (4) 自転車通勤にあたって必要な施設の整備

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の全体像

通勤対象

- (1)対象者
- (2)対象とする自転車

通勤経路・手当

- (3)目的外使用の承認
- (4)通勤経路・距離
- (5)公共交通機関の乗継
- (6)通勤経路の一時変更
- (7)自転車通勤手当

安全対策

- (8)安全教育・ルールマナー
- (9)賠償責任保険の加入
- (10)ヘルメットの着用
- (11)事故時の対応

福利厚生

- (12)駐車場の確保
- (13)更衣室・シャワー室等

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(1) 対象者

自転車通勤の対象者を定めるにあたり、**健康状態を考慮**することが重要です

規定例

(利用者)

自転車通勤は、原則として、自転車を運転することができる健康状態にある従業員に限り認める。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(2) 対象とする自転車

従業員が安全に通勤できるよう、**使用する自転車の安全基準を定める**ことが重要です

規定例

(対象とする自転車)

通勤に使用する自転車は、以下に適合するものとする。

- 1 自転車の安全に係わる装備は**法律に準拠し、正しく装着**されている自転車とする。
- 2 定期的に**正しく整備・点検された自転車**とする。
- 3 **防犯登録**された自転車とする。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(3) 目的外使用の承認

可能な限り柔軟な移動ができるよう**目的外使用の承認が必要**です

規定例

(目的外使用の承認)

用務場所への直行直帰や私事目的での立寄りについては●km未満の場合のみ認めるものとする。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(4) 通勤経路・距離

自転車通勤を認める距離を明確にする必要があります。
また、従業員の自転車通勤経路や距離を把握しておくことが重要です

規定例

(通勤経路)

住居から勤務地までの通勤経路は、合理的な経路をとるものとし、事業者の承認を得るものとする。また、通勤規制等の合理的な理由による、他の経路への迂回を認めることとする。

(通勤距離)

自転車通勤距離が●km 以上●km未満の場合に、当該区間での自転車通勤を認めるものとする。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(5) 公共交通機関との乗り継ぎ

自転車と公共交通機関との乗り継ぎを認めることも必要です

規定例

(公共交通機関との乗り継ぎ)

従業員は自宅から勤務地までの合理的な経路上において、公共交通機関がある区間について、自転車と公共交通機関を乗り継げるものとする。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(6) 日によって異なる交通手段の利用

日によって**交通手段の変更を認める**ことも重要です

規定例

(日によって異なる交通手段の利用)

通勤時の交通事情や天候などの状況に応じて、自転車通勤をする者が自転車以外の合理的な交通手段(電車やバスなどの公共交通機関、自動車、二輪車、徒歩)によって通勤することも認めるものとする

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(7) 自転車通勤手当

日によって異なる交通手段を利用できるような支給額の設定が望まれます

表 2 自転車通勤手当の支給額の設定方法例

支給額の設定方法		支給額（月額）の一例
①一律定額で支給		通勤距離にかかわらず 3,000 円
②距離に応じて支給		2km 以上：2,000 円、さらに 1km につき 700 円加算
		自動車通勤と同額を支給 (例：片道距離〔km〕×30 円/日)
③定期代相当額を支給	一部を支給	公共交通機関の往復運賃 5 日分
	全額を支給	公共交通機関を使用した場合の運賃
④ ①～③のいずれか＋駐輪場代を支給		定期乗車券の 30%、および駐輪場代

※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会) PI6 表2引用

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(8) 安全教育・指導とルール・マナーの遵守

従業員に自転車の交通ルール・マナーを正しく理解させるとともに、その遵守を図る仕組みづくりが重要です

規定例

(安全教育・指導)

自転車通勤する者は、自転車の交通安全に関する教育・指導を受講すること。

(ルール・マナーの遵守)

自転車通勤する者は、交通規則や自転車の利用マナーを遵守すること。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(8) 安全教育・指導とルール・マナーの遵守

安全教育の方法

- ① 交通ルール・マナー講習などの座学
- ② スケアード・ストレイト
- ③ 実際に自転車に乗って安全運転を学ぶ講習
- ④ 自転車シミュレータによる安全運転の体験
- ⑤ eラーニングといったインターネットなどを利用した学習



自転車の安全運転意識は高まったか



N=222

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(9) 自転車損害賠償責任保険等への加入

従業員・事業者とも「自転車損害賠償責任保険等」への加入が必要です。

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第16条

➡ 自転車利用者は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

規定例

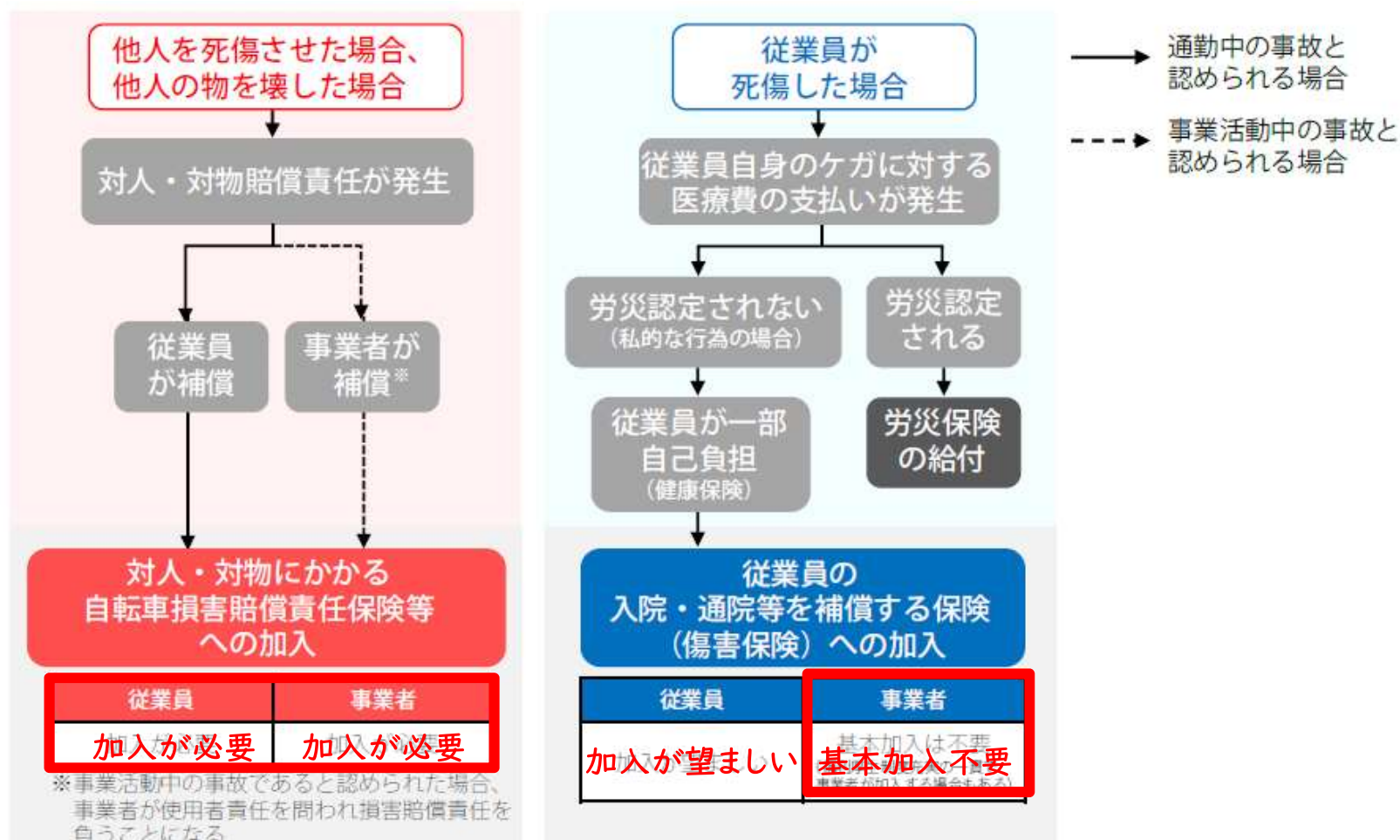
(自転車損害賠償責任保険等への加入)

自転車通勤する者は、必ず従業員自身の怪我による入院・通院などが補償される保険と1億円以上の損害賠償を補償する保険に加入するとともに、保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類を提出することとする。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(9) 自転車損害賠償責任保険等への加入



※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会) P22 図17引用

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(10) ヘルメットの着用

ヘルメット**非着用**では、致死率が着用時の約2.5 倍に高まります

規定例

(ヘルメットの着用)

自転車通勤する者は、ヘルメットの着用に努めること。

※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会)

P25 図19

引用注:「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。



自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

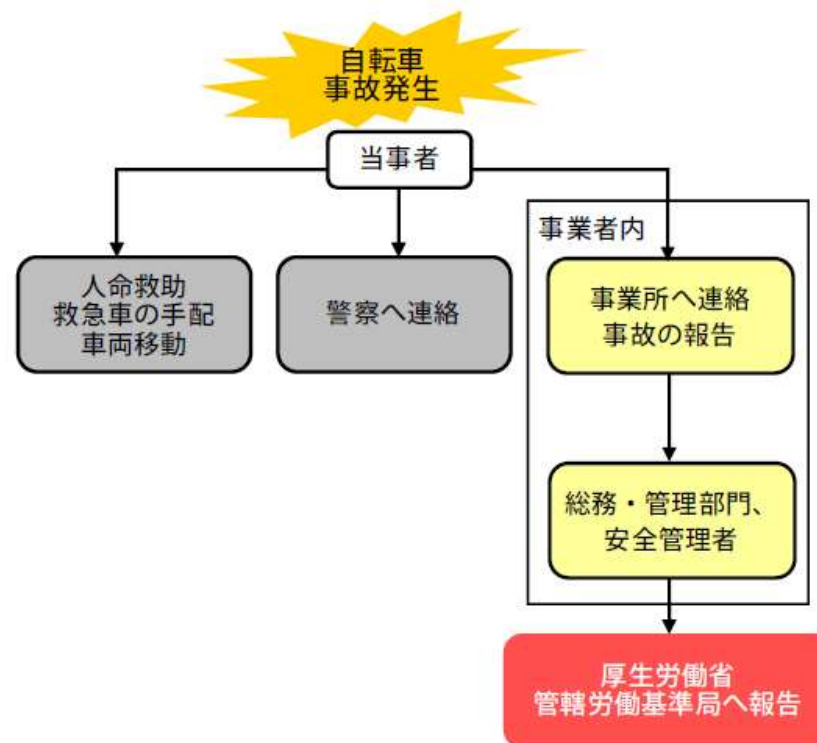
(11) 事故時の対応

事故時に事業者・従業員の双方が行うべきこと明確にした**マニュアル、緊急連絡体制の作成と周知が必要です**

規定例

(事故時の対応)

自転車通勤途上に交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護および警察への届出を行うとともに、速やかに会社に報告し、会社の指示に従って行動しなければならない。



※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会)
P20 図16

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(12) 駐輪場の確保と利用の徹底

従業員の利便性とコストなどを考慮しながら駐輪場を確保し、**従業員に正しく駐輪場を利用してもらう**ことが重要です

規定例

(駐輪場の利用)

自転車通勤する者は、駐輪が許可されている場所を確保するとともに、その駐輪場を正しく利用しなければならない。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(13) 更衣室・ロッカー・シャワールームなど

更衣室・ロッカー・シャワールームなどで**自転車通勤が快適**になります

規定例

(更衣室・ロッカー・シャワールームなどの利用)

自転車通勤する者は、事業所が指定する更衣室・ロッカー・シャワールームを利用できるものとする。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について

検討すべき事項の解説

(14) 申請・承認手続き

円滑な手続きなどのためには**主管部署を定める**とともに、従業員への周知が重要です



※自転車通勤導入に関する手引き(自転車活用推進官民連携協議会) P30 図26
【出典:日本電子株式会社】

規定例

自転車通勤に関する許可などの主管部署は、●●とする。

(許可申請)

自転車通勤を希望する者は、所定の申請様式を(主管部署)にて定める部署へ提出のうえ、許可を受けなければならない。

事業者は、**自転車通勤を許可した者に対し、「許可証シール」を交付する**。許可を受けた者は、それを速やかに自転車の視認できる箇所に貼付しなければならない。

自転車通勤制度の導入時に検討すべき事項について^{手引きP38、39}

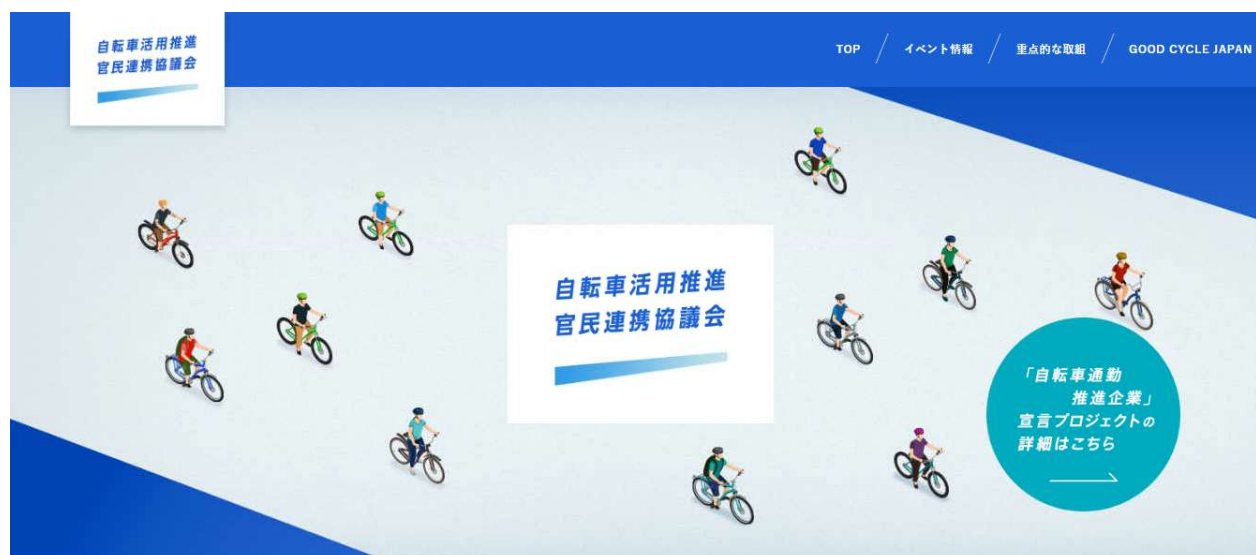
制度運用上の関連様式のテンプレート

自転車通勤規程	
第1条(総則) 本規定は、従業員が通勤のために自転車を使用する場合の取り扱いについて定める。 第2条(利用者) 自転車通勤は、原則として、自転車を運転することができる健康状態にある従業員に限り認める。 第3条(対象とする自転車) 通勤に使用する自転車は、以下に適合するものとする。 1) 自転車の安全に係わる装備は法律に準拠し、正しく装着されている自転車とする 2) 定期的に正しく整備・点検された自転車とする 3) 防犯登録された自転車とする 第4条(目的外使用の承認) 用務場所への直行直帰や私事目的での立寄りについては●km未満の場合のみ認めるものとする。 第5条(通勤経路) 住居から勤務地までの通勤経路は、合理的な経路をとるものとし、事業者の承認を得るものとする。また、通勤規制等の合理的な理由による、他の経路への迂回を認めることとする。 第6条(通勤距離) 自転車通勤距離が●km以上●km未満の場合に、当該区間での自転車通勤を認めるものとする。 第7条(公共交通機関との乗り継ぎ) 従業員は自宅から勤務地までの合理的な経路上において、公共交通機関がある区間について、自転車と公共交通機関を乗り継げるものとする。 第8条(日によって異なる交通手段の利用) 通勤時の交通事情や天候などの状況に応じて、自転車通勤をする者が自転車以外の合理的な交通手段(電車やバスなどの公共交通機関、自動車、二輪車、徒歩)によって通勤することも認めるものとする。	第9条(自転車損害賠償責任保険等の加入) 自転車通勤する者は、必ず従業員自身の入院・通院などが補償される保険と1億円以上の損害賠償を補償する保険に加入するとともに、保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類等を提出することとする。 第10条(シェアサイクルの利用) シェアサイクルを利用する場合も上記保険への加入を義務付けるものとする。 第11条(ヘルメットの着用) 自転車通勤する者は、ヘルメットの着用を認めること。 第12条(駐輪場の利用) 自転車通勤する者は、駐輪が許可されている場所を確保するとともに、その駐輪場を正しく利用しなくてはならない。 第13条(更衣室・ロッカー・シャワールームなどの利用) 自転車通勤する者は、事業所が指定する更衣室・ロッカー・シャワールームを利用できるものとする。 第14条(安全教育・指導) 自転車通勤する者は、自転車の交通安全に関する教育・指導を受講すること。 第15条(ルール・マナーの遵守) 自転車通勤する者は、交通規則や自転車の利用マナーを遵守すること。 第16条(事故時の対応) 自転車通勤中に交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護および警察への届出を行うとともに、速やかに会社に報告し、会社の指示に従って行動しなければならない。 第17条(主管部署) 自転車通勤に関する許可などの主管部署は、●●とする。 第18条(許可申請) 自転車通勤を希望する者は、所定の申請用紙を(主管部署)にて定める部署・職員の3人、許可を受けなければならない。 事業者は、自転車通勤を許可した者に対し、「許可証シール」を交付する。許可を受けた者は、それを速やかに自転車の視認できる箇所(前部)に貼付しなければならない。

自転車好きな社員や意向がある社員の意見を訊くことも大切です

自転車通勤導入に関する手引き

自転車活用推進官民連携協議会HP



<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/#section1>

茅ヶ崎市 都市部 都市政策課 交通計画担当
☎電話 0467-82-1111 内線2343



ご清聴ありがとうございました。